

会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集

企業会計基準委員会は、令和元年7月4日、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した。

本省令案は、これを受け、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を行うものである。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和2年2月10日（月）～令和2年3月10日（火）

2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリ of いずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第2について」、「第3の2について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記してくださいますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji218@i.moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）